

リスク分担

資料7

(リスク分担表 ○印がリスク負担者)

リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者		備考
			村	指定管理者	
募集要項リスク	1	募集要項（関連書類を含む。）の誤りに関する費用負担	○		
申請リスク	2	申請に係る費用負担		○	
協定不成立リスク	3	指定管理者の事由による協定不成立又は協定締結に時間を要する場合における費用負担		○	
準備リスク	4	指定管理者基本協定書締結から指定管理期間開始期における準備（引継）費用負担		○	
関係法令等変更リスク	5	指定管理者が行う施設管理運営業務に影響を及ぼす関係法令等の変更に伴う費用負担増	○		
	6	上記以外で、指定管理者に影響を及ぼす関係法令変更に伴う費用負担増		○	最低賃金の改定による費用負担増を含む。
税制度変更リスク	7	指定管理者が行う施設管理運営業務に影響を及ぼす税制度の変更に伴う費用負担	○		
	8	消費税率変更に伴う費用負担	○		
	9	上記以外で、広く事業者全般に影響を与える一般的な税制度の変更に伴う費用負担		○	
物価変動リスク	10	物価変動に伴う費用負担		○	ただし、著しい物価変動が発生した場合は、必要に応じて別途、協議する。
金利リスク	11	金利変動に伴う費用負担		○	
不可抗力リスク	12	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動など、村または指定管理者のいずれの責めにも帰すことの出来ない自然的または人為的な現象）に伴う費用負担	○	△※	不可抗力における指定管理者による管理運営の終了の場合は、【特記事項】の1に基づき対応する。
緊急事態等におけるリスク	13	【特記事項】を参照	—	—	

リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者		備考
			村	指定管理者	
施設・設備の損傷リスク	14	施設等（村の財産であるものに限る。）に関する改築、改造、新設、増設、移設による費用負担	○		
	15	指定管理者の故意または重大な過失による修繕費用負担		○	
	16	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できない修繕費用負担	○		
指定の取消リスク	18	指定管理者の指定の取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止における費用負担		○	ただし、指定管理者の責めによらない場合を除く。

※1 不可抗力リスクについては、原則として村がリスクを負担することとするが、損害を最小限に留める必要性等の観点から、生じた損害又は増加費用の一部について、指定管理者に負担を求める場合もあり、その割合等は協議により決定する。

【特記事項】緊急事態等における指定管理者と村とのリスク分担について

1 不可抗力における指定管理者による管理運営の終了

- (1) 不可抗力による当該施設の損壊等により、指定管理者による管理が不可能となったときは、不可能となった時点をもって指定管理者の指定を取り消し、指定管理者による管理を終了するものとする。
- (2) この場合において、指定管理者に支払う経費は、協定書において定める年額経費を日割計算で精算するとともに、利用料金制度による施設においては、指定管理者は、不可能となった時点以降の利用に係る利用料を村に引き渡すこととする。
- (3) なお、指定管理者は、村に対し、取り消しに係る損害賠償を請求できないこととする。

2 緊急事態における施設の使用

- (1) 村は、大規模災害等の発生により、施設を住民の避難場所、援助物資の集積場所等に使用するなど、緊急にその施設を目的外で使用する必要がある場合には、指定管理者に対して業務の変更等について協力を要請することができることとし、指定管理者は、誠実に要請に応じなければならないこととする。
- (2) この場合における管理費及び利用料金制度による施設の利用料の取り扱いについては、その都度、指定管理者において著しい不利益とならないことを基本として、村と指定管理者との間で協議を行うこととする。

3 大規模修繕に係る対応

緊急に、大規模修繕等が必要となり、施設の開館が不可能となった場合における管理費及び利用料金制度による施設の利用料の取り扱いについては、その都度、村と指定管理者との間で協議を行うこととする。